

## 第2章 戦後の漁村変革

### 第1節 戦後の混乱

#### 1. 敗戦によるGHQの統制

1945(昭20)年8月15日、ポツダム宣言受諾によって太平洋戦争は終結し、1951(昭26)年9月8日の対日講和条約調印まで、わが国の行政はもちろん民間活動のすべてにわたってGHQ(連合軍総司令部)の統制支配下に入った。

その大きな柱は、1945年10月11日に出された5大改革と呼ばれる5つの指令である。

男女同権 労働者の団結権 教育の自由 司法制度の改革 経済民主化

これにともなって、「日本教育制度に対する管理政策指令」(10月22日)、財閥解体指令(11月2日)、「農地改革について(覚書)」による農民解放指令(12月9日)、人間天皇宣言(1946年1月1日)などが次々と出され、新日本の仕組みが形づくられていった。各項目ごとの主な出来事を列記すると、下記のとおりである(以下、元号による表記)。

| <u>男女同権</u>    |          | <u>教育の自由</u> |          | <u>労働者の団結権</u> |          |
|----------------|----------|--------------|----------|----------------|----------|
| 婦人参政権          | 21. 4.10 | 新日本建設の教育方針   | 20. 9.15 | 労働基準法公布        |          |
| 改正民法公布         | 22.12.12 | 当用漢字・新かなづかい  | 21.11.15 | 労働組合法公布        |          |
| 「母親学級」施設       | 21. 7.31 | 教育基本法・学校教育法  | 22. 3. 3 | 農協法公布          | 22.11.19 |
|                |          | 社会教育法公布      | 24. 6.10 | 生協法公布          | 23. 7.30 |
|                |          |              |          | 水協法公布          | 23.12.15 |
| <u>司法制度の改革</u> |          | <u>経済民主化</u> |          |                |          |
| 日本国憲法          | 21.11. 3 | 財閥解体         | 20.11. 2 |                |          |
| 改正民法           | 22.12.22 | 農民解放指令       | 20.12. 9 |                |          |
|                |          | 物価統制令公布      | 21. 3.30 |                |          |
|                |          | 独禁法公布        | 22. 4.12 |                |          |
|                |          | 新漁業法制度       | 24.12.15 |                |          |

終戦直前の1945(昭20)年4月ごろから、沖縄陥落の後は九州決戦(上陸地点として本県吹上浜、穎娃町海岸、志布志湾の柏原海岸等がうわさされた)とのことで、各種の軍部隊が県内いたる所に展開していた。それが一転して終戦による武装解除、進駐軍への引き渡しとして近くの中学校を使用したため、9月に授業再開通達が出されたものの、授業が完全復帰したのは10月中旬過ぎになったところもあった。なかには進駐軍の本部が置かれた学校もあり、随分長い間不自由な授業が行われた所もあった。その間、週1回ぐらいの登校日があり、諸連絡や宿題等が与えられたり困窮農家の奉仕隊の編成がされるなど、現在の学校生活では考えられないものがあつた。

漁業にとって最大の問題は、マッカーサーラインによる漁船の操業区域の制限であつた。敗戦と同時に日本の船舶は漁船を含めて全面的に行動が禁止されたが、

1945(昭20)年9月14日...日本沿岸12海里以内の海域の航行および操業の認可

” 9月27日...第1次漁区拡張で沿岸・沖合漁場の操業許可

1946(昭21)年6月22日...第2次拡張(東経165度、南北緯24度まで)で遠洋漁場の操業許可と順次解放され、1952(昭27)年4月25日の講話条約発効3日前に全面撤廃されるまで、いろいろな漁場の制約を受けた。

全面解放に先立って、新しく国境を接することになった韓国は、1952（昭27）年1月19日、一方的に李ラインの設定宣言を行い、新しい課題をなげかけた。

また、1946（昭21）年2月2日には、北緯30度以南の日本領土（十島村口之島の北端近くに30度線がある）は米軍統治下に置かれたため、鹿児島県の十島村は現三島村を残して奄美、沖縄県と共に米軍の統治下となった。1951（昭26）年12月に北緯27度以北の7島が本土復帰し、新十島村として発足した。奄美はさらに遅れ、1953（昭28）年12月25日に本土復帰した。

## 2. 食糧不足・相次ぐ台風

敗戦に伴って日常生活は混乱をきわめた。食糧をはじめ生活物資の不足というより、輸送手段の欠如と戦時中からの物資統制制度の不活性化に加えて相次ぐ台風、そして終戦直前の空爆等による疎開者、敗戦による軍役の解除、朝鮮や台湾等からの引揚者の受け入れによる急速な人口の増加によるもので、馬小屋から倉庫まで住宅化した。学校では小学校はもちろん、中学校でも1クラス60～70人の教室があった。

### 1) 物価統制と資材調整

戦前から実施中の水産物配給統制が、終戦2ヵ月後の10月27日に撤廃されたのに続いて、11月20日には野菜鮮魚介類の価格統制も解除された。しかし、漁業用資材燃油は不足しがちで、燃油のある所へ、または資材と交換でといった片寄った流れが起こったため、年末の12月28日に漁船用燃油および主要食糧のリンク制による鮮魚類の集出荷要綱と価格措置要綱が制定され、翌1月10日から実施された。

これに伴って、農林省は県ごとに資材調整事務所を設置し、水産のほか農産・林務、食糧費等の課において各部門ごとの資材割当調整を行った。割当の公正を期するために各地区の漁民代表を委員とする漁業資材割当審議会を設けた。本県では天文館高島屋3階に事務所があり、「燃油や燃糸等の割当をもらうために、高島屋に通ったものだ」と、各地に駐在した改良員はよく聞かされた。

割当は全て漁獲実績で行われるため、出漁状況、漁獲量、水揚地が全て掌握される状況にあった。しかし、燃油の割当は水揚の度に行われたので、給油のしやすい便利な所に水揚が集中する傾向がみられ、3ヵ月の基準割当制に変更している。燃糸等の資材については、網ごとに必要資材の基準を細かに設けて必要量を算出する方法をとっている。県としても水産課の中に資材係を設け、調整事務所との対応に当たっていたことが、1950（昭25）年発行の『県水産年鑑』に記されている。資材係はこの他漁獲統計、魚市場、冷凍、製氷に関することを取り扱っているが、珍しいのは漁業用特配米並びに酒類配給を行っていることだろう。これは配給制であった主食の米を、各業界の労働条件に応じて特別配給されるもので、水産課に1965（昭40）年ごろまで残っており、新島漁協から八田網用の特配申請が毎年行われていたが、八田網の衰退により消滅してしまった。資材調整事務所は、物資にゆとりが出てくるにしたがって仕事量が減少、1950（昭25）年9月1日付けで県の各部に業務を引き継いで解散した。水産では燃油と燃糸部分に基準割当業務が引き継がれているが、長くは続かなかったようだ。

1946（昭21）年2月17日には相次ぐ食糧不足から食糧緊急措置令が公布され、統制撤廃4ヵ月にして生鮮食料品は再び統制時代に入った。3月3日には物価統制令が公布され、全てのものに公正価格が設けられる一方で、実質はヤミ価格の存在する時代に入っている。また、この日から新円切り替えがあり、証紙をはった新田が始まっている。3月15日には水産物統制令、5月30日には水産加工品が再統制となり、種々の配給規制が設けられた。

県には水産製品検査所（鹿児島市州崎町）があり、すべての加工品の県営検査を実施した。本所の他に枕崎ブロック、山川ブロック、串木野ブロック、阿久根ブロック、中甕ブロック、鹿屋ブロック、西之表ブロックに駐在する検査員45人、その他10人、計55人の大世帯による検査が30力所で通年にわたり行われていたことが、『1950 鹿児島水産年鑑』に記されている。ちなみに、1950（昭25）年は検査手数料収入4,123,307円、必要経費5,143,855円の予算が組まれている。

しかし、1950（昭25）年4月1日に水産物統制が全面解除され、8月には検査業務も停止した職員はバラバラになり、農林省の出先機関に入った人、地元に残って町村漁協に入った人、県の業務に戻った人、それぞれである。駐在普及員は地元に残った検査員OBから、「漁放課の　さんは元気ナ。昔、検査所で一緒じゃしたでなあ」という話をよく聞かされた。

この統制撤廃にあたり、期間中悪条件を克服して出荷した各種団体に対し、折から開催中の九州ステートフェア野外劇場（鴨池動物園の一角・現ダイエーあたり）で、全国水産デーの4月13日の吉日に知事表彰が行われた。統制配給という大変な時期であった。

余談になるが、当時の漁業勢力を知る上で貴重な資料をあげておく。町村名も現在とは大きく異なるが、調査時のまま記しておく。

#### 1948（昭23）年市町村別

|    | 水産業生産額 | 上位20      |
|----|--------|-----------|
| 1  | 串木野町   | 264,267千円 |
| 2  | 枕崎町    | 171,257   |
| 3  | 山川町    | 128,281   |
| 4  | 阿久根町   | 122,694   |
| 5  | 笠沙町    | 114,777   |
| 6  | 上屋久村   | 93,827    |
| 7  | 鹿児島市   | 89,254    |
| 8  | 下甕村    | 77,594    |
| 9  | 西南方村   | 73,643    |
| 10 | 牛根村    | 60,376    |
| 11 | 南種子村   | 52,766    |
| 12 | 志布志町   | 50,892    |
| 13 | 米之津町   | 47,373    |
| 14 | 顛娃村    | 43,831    |
| 15 | 谷山町    | 41,258    |
| 16 | 西桜島村   | 39,436    |
| 17 | 指宿町    | 32,436    |
| 18 | 喜入村    | 31,058    |
| 19 | 三笠村    | 30,211    |
| 20 | 内之浦町   | 26,601    |

#### 1949（昭24）年市町村別

|    | 漁獲量  | 上位20     |
|----|------|----------|
| 1  | 串木野町 | 5,078.5ト |
| 2  | 枕崎市  | 3,487.7  |
| 3  | 阿久根町 | 2,970.1  |
| 4  | 上屋久村 | 2,255.5  |
| 5  | 笠沙町  | 2,196.1  |
| 6  | 下甕村  | 2,062.0  |
| 7  | 顛娃町  | 1,655.0  |
| 8  | 米之津町 | 1,637.9  |
| 9  | 西之表町 | 1,447.5  |
| 10 | 西南方村 | 1,399.8  |
| 11 | 三笠村  | 1,366.6  |
| 12 | 鹿屋市  | 1,358.7  |
| 13 | 中種子村 | 1,161.0  |
| 14 | 志布志町 | 1,062.3  |
| 15 | 垂水町  | 1,038.4  |
| 16 | 牛根村  | 966.9    |
| 17 | 下屋久村 | 926.4    |
| 18 | 内之浦町 | 925.7    |
| 19 | 上甕村  | 866.7    |
| 20 | 山川町  | 816.2    |

## 2) 電力事情

戦前は水力発電が主力であったし、戦争のため、施設も老朽化したまま出力も低下していた。加えて戦後の復興のためにはまず鉄材、そのためには石炭 - ということで、家庭の電力が犠牲にされたといえる。ともかく、いつ停電になるか分からないので、蔵の奥でホコリをかぶっていたランプを持ち

だしたり、仏壇の灯明皿を改良したり、各自、それなりの工夫を凝らしたものである。もちろん、石油系の油が手に入るわけではないので、ツバキの実を拾い集めてつばき油を作ったり、自家屠殺した豚脂油を竹筒に流し込んだ即製口ウソクを作るなど苦労をしたものである。

漁業にとって、電力と最も関係の深いのが製氷工場である。戦災等で生産能力が低下した製氷工場も次第に復旧し、1950（昭25）年には県内14工場で日産能力312トまで回復している。しかし、業者の悩みは電力料金であった。「電力は未だ統制下にあつて冷凍事業に対しても割り当てがあるが、所要量に満たなく不足の状態、各工場とも割当量超過となり、超過分に対しては火力発電による高額の料金を支払わねばならぬので、毎月相当額の電力料金の増加である。試みに、本年5月における県下製氷工場の電力消費量は722,478kwであるが、これに対する割当量は569,000kwで、153,478kwの割り当て超過量となっている」と、『1950（昭25）年鹿児島県水産年鑑』は記している。電力事情は相当後年まで回復されなかった。

離島では自家発電（別会社を作ったり、町村営、集落営）をしており、さらに深刻であった。経費節減のためか、深夜は停電していた。夜は22～23時に停電し、明け方5時ごろ通電された。ひどい時は、朝、昼、夕の生活時間帯しか点灯しない所もあった。「1951年里村では夜間停電だった」「1953年の種子島でも、1963年の東町獅子島でもそうだった」と駐在普及員の話に出てくる。すべてが九州電力に移管し、家庭用の電気冷蔵庫、電気洗濯機が漁村まで普及したのは1960年代中ごろ（昭40ごろ）のことであった。

電話事情はもっとひどい。『昭和29年度（1954）鹿児島の水産』にでている漁協100（まだ奄美漁協の設立が済んでいない）のうち電話番号が記されているのは60に過ぎない。電話の普及が少なかったせいであるが、電話事情そのものが郵便局の片手間事業であり、局内の通信が主であり、市外通話は特別なものだったのだろう（郵便局としては電報も大きな仕事であった）。県庁内でも、市外通話は課長決裁を受けてからかけるものだったが、「普通」ではその日のうちにはつながらないことが多かったし、一番早い「大至急」で申し込んでも1時間内に通じれば幸いであった。このような状態は1950年代後半まで続いた。

### 3) 交通事情

1997（平9）年11月29日付の南日本新聞に、「さよなら“はやぶさ”」という記事が出た。

「はやぶさ」が運行されたのは、1958（昭33）年10月のことで、NHK鹿児島テレビの放送より遅れること7ヵ月後であった。当時、23時間で東京に行けると騒がれたものであるが、それ以前は「急行きりしま」が最速の乗り物であるが、これが復活したのは1948（昭23）年7月のことで、30時間ほどかかっていた。鹿児島を朝出て博多を過ぎて夕食、姫路城を見て朝食、名古屋を過ぎて昼食をとり、夕闇せまるころ東京駅に滑り込むといったことで、1940年代はおにぎりを4食分持って乗る（米は配給だから弁当は売っていなかった）ものであった。

戦時中の名残の木炭バスがなくなったのは1950（昭25）年だった。同年の水産製品検査所の予算には自転車購入費5万円が計上されており、自転車が貴重な交通手段であったことを伺わせる。1952（昭27）年度から始まったクロチョウガイの半円真珠、珠入れ指導に巡回した新村巖技師は、どこに行くにも1日がかかりであった。特に佐多町の島泊に行くのに伊座敷までバスで行き、そこから山越えした。夜になって小学校の校庭で見た巡回映画（通称ナトコ映画）が忘れられないとも言う。

国道3号線が完全舗装されたのは1960年代後半のことだった。離島、へき地（笠沙～坊津、佐多岬、内之浦町船間等）の道路が車で走れるようになったのは1970年代だった。カーブがとれ、集落を避けて直線になった国道から、ふと旧道にはいると、その狭さに驚く。

#### 4) 台風と災害

終戦の年1945(昭20)年は、9月17日の枕崎台風(死者・行方不明129人、家屋全壊流失9,050戸、最低気圧922.6ミリバール、最大瞬間風速52.0m ENE、枕崎上陸後九州斜断)に続いて、10月10日には阿久根台風(死者・行方不明40人、家屋全壊流失1,249戸、日向灘北上後四国上陸、雨量361.7mm)が漁村および漁業に大きな被害をもたらした。また、1949(昭24)年には6月20日のデラ台風(死者・行方不明95人、家屋全壊流失1,165戸、指宿付近に上陸後九州縦断)、6月26~30日の梅雨前線による水害(死者行方不明46人、家屋全壊流失142戸、20日鹿児島511mm、鹿屋355mm)、8月15日のジェディス台風(死者行方不明47人、家屋全壊流失45戸、志布志付近上陸後、九州を北西へ横断)など、毎年2~3回の台風豪雨災害に見舞われている。戦後最大の被害をもたらした1951(昭26)年10月14日のルース台風では、12,000隻の漁船中4,000隻を超す漁船が被害を受けている。これら災害を防ぐために漁港整備が急がれたわけであるが、当時の情報伝達能力では、災害の未然防止は不可能と行って良かった。

災害を救済する一つが漁船保険である。漁船保険法は1937(昭12)年制定され、任意加入であり、本県では県漁船保険組合と枕崎カツオ漁船保険組合が設立され、業務を行っていた。しかし加入数も少なく、運営はうまくいっていなかった。戦後1949(昭24)年、二つの保険組合が合併したのを機に、組合長に県水産課長を充てることを決議、県としても水産行政の一端として受け入れ、翌1950年2月には事務所を水産課内に移し、水産課職員を無給嘱託にして、県と一体となって再出発している。保険料の一部(20ト未満では0.727、20ト以上では0.787)を政府に納め再保険し、事故があれば支払額の9割が政府補償される仕組みであったが、加入率は高くなかった。『1950年版鹿児島県水産年鑑』は加入船の一覧表があるが、69隻に過ぎない。1952(昭27)年3月、漁船損害補償法が公布され、義務加入制度による保険料の国庫負担がされるようになって加入率が多くなってきたが、1955(昭30)年になってもやっと42.5%にすぎない。保険組合の水産課在籍は、1952(昭27)年4月に堀江町の県信漁連に事務所を移すまで2年続いた。

戦後の年次別災害をまとめると、次表のようになる。

| 年次  | 漁 船 |       |         | 漁 具   |         | 陸上施設  |         | 漁港施設 |         | その他   | 合 計       |           |
|-----|-----|-------|---------|-------|---------|-------|---------|------|---------|-------|-----------|-----------|
|     | 動力船 | 無動力船  | 被害額     | 統数    | 被害額     | 件数    | 被害額     | 件数   | 被害額     |       | 被害額       | 換算額       |
| 昭20 | 78  | 330   | 277     |       |         |       |         |      |         |       | 297       | 16,662    |
| 21  | 12  | 45    | 176     |       |         |       |         |      |         |       | 176       | 2,117     |
| 22  | 49  | 61    | 884     |       |         |       |         |      |         |       | 884       | 4,323     |
| 23  | 35  | 81    | 3,064   |       |         |       |         |      |         |       | 3,064     | 5,728     |
| 24  | 152 | 321   | 20,918  |       |         |       |         |      |         |       | 20,918    | 20,918    |
| 25  | 13  | 38    | 2,024   | 9     | 802     | 8     | 2,960   | 25   | 16,530  | 4,420 | 26,736    | 26,736    |
| 26  | 878 | 3,223 | 708,479 | 2,328 | 401,083 | 951   | 342,778 | 82   | 198,410 |       | 1,650,750 | 1,650,750 |
| 27  | 83  | 3     | 5,768   |       |         |       |         |      |         |       | 5,768     | 5,768     |
| 28  | 10  | 38    | 6,412   | 57    | 4,346   |       |         |      |         | 9,500 | 20,252    | 20,252    |
| 29  | 86  | 163   | 12,319  | 165   | 42,893  | 1,186 | 41,304  |      |         | 3,627 | 100,093   | 100,093   |
| 30  | 76  | 122   | 8,475   | 82    | 31,873  | 1,449 | 70,561  |      |         | 9,926 | 120,837   | 120,837   |

(被害額は千円単位)

鹿児島県水産要覧(1956年版)

1949(昭24)年以前の、漁船以外の災害状況は、水産サイドとして調査されていなかったようである。なお、1948(昭23)年度以前の換算額は新円切換によるものである。

ルース台風（1951年10月14日）の悲惨さは『串木野漁業史』ほかに詳しく記されているが、県は、その12月に3割の損失補償を行うことで農林中金に1億円の融資を要請、国にも働きかけて、翌1952年度からルース台風災害復旧資金として国、県が3割ずつの損失補償。利子補給年4分で4億5千万円の融資を決定し、先に決定していた漁業権証券資金と相まって漁業復興の大きな力とした。これが前例となり、1955（昭30）年から「災害による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法」（通称、災害復旧資金制度）に発展した。また、資金力の乏しい漁業者の信用保証を目的に、1953年8月には漁業信用基金協会を設立しているが、これもルース台風災害が教訓となっている。

また、1952（昭27）年の李ライン問題、1954（昭29）年の水爆マグロ問題、1953（昭28）年10月から工事が始まった下甑村長浜の米軍電探（レーダー）基地工事に伴う工砂流入問題など、諸々の国際問題も発生するようになり、損害補償金、復旧資金、漁業転換許可などがもたらした「沈む者」「踏みだす者」の差が、以降の漁民の人生を大きく隔てた。

#### 5) 塩たき

1945（昭20）年9月17日の枕崎台風に次いで、10月10日の阿久根台風は漁村や周辺に大きな災害をもたらした。海岸の防潮松林があちこちで倒れたり折れたりして、壊滅状態のところもあった。特に戦時中、松根油（ガソリンに混ぜてハイオクタン化し、航空機燃料に使用した）採取の激しかった所や、老木に被害が大きかった。後背地への塩害が心配されるなか、被害を拡大したのが食糧（特に米）との交換材料として盛んに行われた塩たきである。

塩は、従来、専売品であり、自由に製造販売することはできなかった。しかし、太平洋戦争中、供給が不足したことから、1942（昭17）年自給製造の特別措置がとられ、届出だけで誰でも塩が造れて、自家用の残りは専売局（後の専売公社）が買い取る仕組みができた。しかも、設備費の三分の一を補助するというので、砂浜と名の付くところは残らず塩田化した。県では水産課に自給製塩係を設置し、普及指導に当たった。戦後の食糧不足が拍車をかけた訳である。

薄い鉄板やトタンの3・6根（90cm×180cm）の端を10cmほど折り曲げて浅い箱釜を作り、これに海水を張り、下から薪を焚いて水分の蒸発した分ずつ海水を足していき、煮つめて塩を作るといった原始的な手法の重労働であった。一釜煮詰めるのに7~8時間かかり、早朝から深夜までの作業で5~6kg（3~4升）を造るのが精一杯であった。しかし、これを宮之城、伊佐地方、さらには熊本県人吉地方など山間の米どころへ運び、米と物々交換して、不足する食糧の足しにした。塩1升が米1升になったといわれている。現在でも一部の漁村に「塩たき浜」と呼ばれる場所が残っているが、この時期の名残である場合が多い。1946（昭21）年5月に開校した鹿児島水産専門学校でも、夏休み期間中、校庭で学生のアルバイトを兼ねた製塩実習が行われたと、同校『五周年記念誌』（1951年1月発行）にある。

### 3、漁業労働運動

戦後の自由化の大きな一つは労働運動である。労働者の団結権、言論・出版等の自由などが与えられ、一般的労働運動昂揚の波に乗って封建性の強い漁村にも組合結成がみられた。

1947（昭22）年の漁業センサスによる漁業従事者数は34,979人で全国7位であったものが、1954（昭29）年の第2次漁業センサスでは18,491人と半減しながら全国ランクは4位に上がっている。終戦直後の海外引揚、戦災、失業者等による漁業人口の膨張がいかに大きかったかを物語っている。1949（昭24）年の調査では、従事者数は37,948人とピークにあったのに、一人当たりの漁獲高は全国下位にあり、労働生産性は低劣であった。

このような背景の中、内之浦漁民組合が1946(昭21)年5月に結成されたのを皮切りに、枕崎漁業労働組合、坊泊漁業労働組合が結成された。以後1953(昭28)年までに12組合が結成されており、連合組織として鹿児島県漁民組合連合会(組合員数3,500人)まで組織している。この間、労使間で問題になったのは賃金関係が最も多く、賃金の最低保障制、配当歩合をめぐる紛争が中心をなしている。しかし、大半の組合は組織意識が低調であり、特に封建制の強い本県においては多くが御用組合化し、活発な動きは見られず、1954(昭29)年には県連合会も解体し、志布志、串木野、片浦、内之浦、谷山、小浦の名前もなくなっている。

|             |                 |               |            |
|-------------|-----------------|---------------|------------|
| 鹿児島県漁民組合連合会 | 3,500人          | 谷山漁民組合        | 300人       |
| 枕崎漁業労働組合    | 昭21.10 設立 1,350 | 小浦漁民組合        | 50         |
| 坊泊漁業労働組合    | 21.12 " 700     | 穎娃漁協定置網漁民労働組合 | 28.2 設立 20 |
| 志布志漁業労働組合   | 350             | 本浦船員組合        | 27.7 " 625 |
| 串木野漁民組合     | 350             | 島平船員組合        | 23.8 " 293 |
| 片浦漁民組合      | 100             | 内之浦漁協自営部従業員組合 | 26.9 " 130 |
| 内之浦漁民組合     | 21.5 " 150      |               |            |

漁業労働者の労働条件の基準法として労働基準法、船員法、職業の安定を図る職業安定法等が定められ、労使関係の安定、労働者保護、職業の安定が定められている。さらに、労働者災害補償保険法、船員保険法、失業保険法によって労働者の生活の安定を期している。

漁業労働者の災害補償については、30ト以上の漁船に乗り組む漁業労働者は、1947(昭22)年施行の船員法の適用を受け、その他の漁業労働者は労働基準法第8章の適用による労働者災害補償保険法の適用になるが、任意適用であった。その後、1958(昭33)年の法律改正により、強制適用事業の範囲が拡大された。即ち、本県においては、鹿児島湾、八代海を除く海域で操業する5ト以上30ト未満の漁船はこの労災保険の強制加入に加えられた。しかし、その時点で約700隻の対象漁船がいたが、加入率12%と低く、県としては対応に苦慮している。おそらく経営の苦しい小型漁船経営者にとっては保険料の支出は大きな負担となったのであろう。このことが、「沿岸から沖合へ」のかけ声にブレーキをかけたことも否めない。

#### 4. ドミニカ漁業移民

戦後、増えすぎた人口対策として大きく取り上げられたのが開拓と海外移民であった。移民先として中南米の諸国が選ばれた。その一つに移民史上最大の失敗といわれるドミニカ共和国があった。

1956(昭31)年春に「カリブの楽園」をキャッチフレーズに募集され、4年間で249家族1,319人が移住している。募集窓口は日本海外協会連合会(現在の国際協力事業団)で、その中に本県からの漁業移民5家族31人が含まれている。農業移民は全国に募集されたが、漁業移民は鹿児島県だけで募集された。当時、沖縄はまだ復帰していないので、鹿児島が日本の最南端だったからだろう。応募したのは、阿久根市の川畑太郎(7人家族)、松永嘉喜蔵(4人家族)、牛根村(現垂水市)の萩原義蔵(8人家族)、森山澄夫(7人家族)、福德喜之助(5人家族)であった。出発は1956(昭31)年9月であったが、8月23日に持参する漁船の船積みが行われた。南日本新聞に写真入りの記事で残されている。写真によれば、漁船は和船作りで、ブリッジもない1.5トで、機関は電気着火ではないかと思われる。萩原義蔵(当時30歳)の談話に、「行き詰まってきた日本の沿岸漁業を切り開く意味からも、ドミニカの豊富な漁業資源を開発していくつもりです。また、日本の名誉にかけて太いに頑張るつもりです」とある。

松永嘉喜蔵さんは弟と一緒にだったという。川畑さんも従兄弟と一緒にだったと聞いており、それぞれ兄弟親戚が組んでの5家族だったようである。

松永嘉喜蔵さんの話（南日本新聞：『鹿児島戦後50年』・平成6年12月13日付）には、「網を入れたことのない海と聞かされました。一カ月の船旅でドミニカへ、さらにパトロール先導で島の北西にあるモンテクリスティ港に行きました。鹿児島から漁船2隻と漁網を持参したのですが、珊瑚礁で網が使えない。一本釣しかないんです。それも回遊魚がいない熱帯の海ですから、2~3ヵ月で魚は獲れなくなりました」とある。

また、流通機構が整備されておらず、わずかな魚を三輪車に積んで内陸部に行商する有様だった。漁網が破れても修理する資材がなく、モーターが故障すると修理もできない状態で、松永、萩原さんの二家族は1年後に農業に転向、残された3家族はバラバラに各地へ移住を重ねたが、生活は苦しくなるばかりで、1960（昭35）年に入ると帰国の話が持ち上がり、帰国嘆願の末、国援法で1961（昭36）年8月、川畑、森山、福德さんの3家族20人が帰国した。その後、農業移民の200家族が年内に帰国したが、現地大使館の説得で47家族276人が残留した。いずれも生活は苦しく、1997（平9）年9月にも12人が政府に賠償を求めるために集団で、一時帰国している。

事前調査の甘さと認識の低さが生んだ悲劇とされている。心に留めておくべきであろう。

## 5. 参考文献

- 1) 鹿児島県漁業協同組合連合会（1991）：鹿児島県漁連40年の歩み。
- 2) " "（1951）：1950鹿児島県水産年鑑。
- 3) 富宿三善（1971）：串木野漁業史。串木野市漁業協同組合。
- 4) 名瀬市（1973）：名瀬市誌。
- 5) 鹿児島県水産部（1955）：鹿児島県の水産（昭29年）。
- 6) 鹿児島県水産改良普及職員協議会（1985）：鹿児島県水産業改良普及の歩み。
- 7) 鹿児島県水産商工部（1957）：鹿児島県水産要覧（昭31年）。
- 8) 北山易美（1978）：黒潮からの伝承。
- 9) 鹿児島水産専門学校（1951）：五周年記念誌。
- 10) 鹿児島県水産部（1956）：鹿児島県水産要覧（昭30年）。
- 11) 南日本新聞社（1956）：南日本新聞（1956.8.24）、一足おさきに出発（ドミニカ漁業移民3家族の愛用船）。
- 12) " "（1994）：南日本新聞（1994.12.13）、かごしま戦後50年（悲劇のドミニカ生活）。
- 13) " "（1961）：南日本新聞（1961.8.26）、つかれきった姿（ドミニカ漁業移民帰る）。
- 14) " "（1961）：南日本新聞（1961.12.29）、5年ぶり故郷に着く（ドミニカ移民の5家族）。
- 15) " "（1997）：南日本新聞（1997.9.30）、政府へ賠償求め帰国（ドミニカ移民「カリブの楽園」はうそ）。

（中間 健一郎・田中 正雄）